

## 千葉市介護サービス相談員設置要綱

(設置)

第1条 本市は、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者及びその家族(以下「利用者等」という。)の話聞き、相談に応じる等の活動を行うことにより、利用者等の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス事業所(以下「事業所」という。)における介護サービスの質的な向上を図るため、千葉市介護サービス相談員(以下「相談員」という。)を設置する。

(委嘱)

第2条 相談員は、相談員業務の遂行にふさわしい人格と熱意を有する者の中から選任し、市長が委嘱する。

(職務)

第3条 相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 担当する事業所を定期又は随時に訪問すること。

(2) 事業所において、利用者等の話を聞き、相談にのる、行事に参加する、サービスの現状把握に努める、事業所の管理者や従事者と意見交換するなどの活動を行うこと。

(3) サービス提供等に関して気付いたことや提案等がある場合には、事業所の管理者等にその旨を伝えること。

(4) 利用者等と事業者の間の橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安に対応し、サービス改善方法等を検討すること。

(5) 本市が開催する介護サービス相談員連絡会議に参加すること。

(6) 本市が開催する介護サービス相談員・受入事業所職員意見交換会に参加すること。

(報告)

第4条 相談員は、毎月10日までに前月の活動状況について、介護サービス相談員活動報告書(様式第1号)により、市長に報告を行わなければならない。

(任期)

第5条 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第6条 市長は、前条の規定に関わらず、相談員が次の各号の一に該当するときは、解嘱することができる。

(1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反したとき。

(3) 相談員としてふさわしくない行為があったとき。

(守秘義務)

第7条 相談員は、当該相談業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(身分証の携行)

第8条 相談員は、千葉市介護サービス相談員証(様式第2号)を携行し、利用者等から求められたときは、これを提示しなければならない。

(研修)

第9条 相談員は、本市が行う研修会に参加する等、必要な知識及び技能の修得に努めなければならない。

(相談員の派遣)

第10条 市長は、相談員の受け入れを申し出た事業所に対し相談員を派遣する。

2 相談員の受け入れを行おうとする事業所は、介護サービス相談員受け入れ申出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

3 相談員の受け入れを中止又は休止しようとする事業所は、介護サービス相談員受け入れ中止(休止)申出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(謝金)

第11条 本市は、介護サービス相談員の活動に対し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる謝金を支払うものとする。

(1) 第3条第1号に規定する訪問

1回につき5,000円

(2) 第3条第6号に規定する会議に出席

1日につき5,000円

(3) 第9条に規定する研修に出席

1日につき5,000円

(事務局)

第12条 相談員の事務局は、保健福祉局高齢障害部介護保険事業課に

置く。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。